

2019年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条の規定により、2019年度奈良県食品衛生監視指導計画を策定します。

1 目的

食品衛生を確保することにより、県民の健康の保護を目的とします。

2 実施対象

奈良市を除く奈良県内全域

3 実施期間

2019年4月1日から2020年3月31日までの1年間

4 実施にあたっての基本的方向

(1) 食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導の充実を図ります。

各業種別に過去の食中毒の発生状況、製造・販売される食品の流通実態及び施設の管理状況などを考慮して、監視の重要度の高い業種または業態別にランク分けを行い、標準監視指導回数を定め、監視指導を実施します。また、食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末及び観光地についても監視指導を重点的に実施します。

(2) 食品の試験検査の実施に努めます。

食品等検査実施計画を定め、食品等の検査及びその結果に基づく事後措置を適正に実施することにより、衛生的かつ安全な食品等の提供を確保します

(3) 食品に起因する健康危害の防止に努めます。

上記の監視指導及び試験検査を徹底することにより、飲食に起因する衛生上の健康危害を未然に防止します。また、平常時はもとより、休日及び夜間における健康危機管理体制を確保し、食中毒発生時には関係部局と連携を取りながら迅速かつ的確な調査を実施します。さらに、再発防止のため、原因究明の調査を図ります。

(4) 平成30年6月の食品衛生法改正内容について、情報提供に努めます。

平成30年6月に食品衛生法が改正され、広域に及ぶ食中毒への対策の強化、原則全ての事業者にはHACCPに沿った監視管理の制度化、営業届出制度の創設、営業許可制度の見直し、特定の食品による健康被害情報の届出の義務化などの改正が行われました。講習会の開催を実施し、情報提供に努めます。

(5) 食品等事業者による自主衛生管理及びHACCP手法の導入並びに奈良県HACCP自主衛生管理認証制度(通称:ならハサップ)の普及を促進します。

食品等事業者に対し、奈良県食品衛生法施行条例及び施行細則第3条(管理運営基準)に基づく衛生管理の徹底を図ります。また、食品等の安全性確保には、HACCPの概念を取り入れた衛生管理が有効なことから、食品等事業者にはHACCP手法の導入の普及啓発を積極的に推進するとともに、HACCP導入型基準を採用もしくは採用を検討する事業者への助言・指導を行います。

(6) 食品表示の適正化に向け、食品等事業者への監視指導の充実を図ります。

食品等事業者に対し、期限表示、食品添加物、アレルギー物質等の表示に関する監視指導を

実施し、食品表示法に基づく表示の確認を行い、不適切な表示があった場合には、適正な表示をするよう指導を行います。

(7) 食品衛生に関する情報及び監視指導の実施状況を県民に情報提供するとともに、県民との意見交換等を実施します。

食中毒事件等発生時には速やかに公表し、県民への情報提供をします。また、リスクコミュニケーションを通して、情報の発信と意見交換に努めます。

5 実施体制

(1) 県内の4保健所(郡山、中和、吉野、内吉野)及び食品衛生検査所の食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が、施設及び食品等事業者に対し直接、監視指導を実施します。

(2) 県内の2カ所の食品衛生検査施設(保健研究センター、食品衛生検査所)が食品に係る試験検査を実施します。

(3) 暮らし創造部消費・生活安全課が監視指導計画の策定、県民への食品衛生に関する情報提供や公表及び国、地方自治体及び県庁内関係部局等との連絡調整を実施します。

6 昨年度計画からの主な変更点

(1) 平成30年6月の食品衛生法改正に伴い、改正内容(特にHACCP)に関する情報提供について新たに記載しました。(計画本文P.1、2、7、8、12)

(2) 食品衛生法改正に伴い、中央卸売市場でのHACCP導入について新たに記載しました。(計画本文P.2、7)

(3) 食品衛生に関する県民への情報提供について、厚生労働省の指針に食品衛生に関する住民への情報提供についての記載があるため、様々な手法で県民へ周知する旨追記しました。(計画本文P.1、13)

参考

各保健所と食品衛生検査施設



関係機関の連携体制

